

⑯ わいせつ事案防止

1 わいせつ事案防止の必要性等

(1) わいせつ事故防止の必要性

わいせつ事案は、被害者に対して非常に大きな肉体的・精神的苦痛を与えるばかりでなく、自衛隊員への信用や防衛省・自衛隊の威信を失墜させるとともに、個人の人生設計を大きく損ねるおそれがあり、防止しなければなりません。

(2) 過去に自衛隊員が起こしたわいせつ事案

児童買春、児童ポルノ画像等の入手、痴漢、盗撮、のぞき等であり、平成20年からの10年間で約600件（報道件数、防衛監察本部の統計）発生しています。若年隊員から幹部隊員まで階級に関係なく発生していることを認識しなくてはなりません。

2 わいせつ事案の概要

(1) 年少者に対するわいせつ事案

ア 児童買春

(ア) 規制法令：児童買春及び児童ポルノ規制法

(イ) 定義

児童（18歳未満の者）に対し、現金等の対償を供与して、性交若しくは性交類似行為をすること、又は、性器・肛門等を触り、若しくは触らせる行為をいい、いわゆる「援助交際」がその典型例です。

(ウ) 罰則

5年以下の懲役又は300万円以下の罰金が規定されています。

(エ) 過去の違反事例

事例1：金銭が絡んだわいせつ行為

【概要】

隊員Aは、数万円を渡し、少女にわいせつな行為をしたとして児童買春・児童ポルノ禁止法違反の疑いで警察に逮捕されました。警察がインターネットの投稿サイトで2人のやりとりを見つけ、捜査して検挙されたものです。隊員Aは、懲戒処分（停職4か月）を受けました。

問題となる事象	該当法令等
18才未満の者との性行為	児童買春・児童ポルノ禁止法違反第4条
	自衛隊法第58条 (品位を保つ義務) ⇒ 服務規律違反

⑩ わいせつ事案防止

(オ) 隊員が逮捕された経緯

警察の繁華街等での補導、児童からの相談、インターネット上の援助交際関連の掲示板等に対するサイバーパトロールにより、発覚し、逮捕されています。

イ 児童ポルノの所持、製造等

(ア) 規制法令：児童買春及び児童ポルノ規制法

(イ) 定義

児童ポルノとは、児童（18歳未満の者）の性交又は性交類似行為をしている姿、性器等の性的な部位が露出されている姿等を、視覚により認識できる方法で描写したものをいいます。携帯電話で撮影した画像データ等がこれに当たります。

(ウ) 処罰の対象となる行為

児童ポルノについては、自己の性的好奇心を満たすためのデータ等を所持する行為、裸体画像等を撮影して保存する行為、データを他者に提供する行為、インターネット上にアップロードする行為等、様々な種類の行為が処罰の対象となっています。

(エ) 罰則

自己が所持する行為では1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、不特定又は多数者への提供や公然陳列の場合には5年以下の懲役又は500万円以下の罰金と、それぞれ重い刑罰が規定されています。

(オ) 過去の違反事例

事例2：児童に撮影させたわいせつ画像の送信の強要

【概要】

未成年の隊員Bは、女性が18才未満と知りながらSNSのスタンプと交換することを条件にわいせつ画像を送信させたことが発覚し、逮捕されました。

隊員Bは、児童買春・ポルノ禁止法違反の疑いで保護観察処分になるとともに、懲戒処分（停職30日）となりました。

問題となる事象	該当法令等
18才未満の者のわいせつ画像の所持	児童買春・ポルノ禁止法第7条
	自衛隊法第58条 (品位を保つ義務) ⇒ 服務規律違反

⑯ わいせつ事案防止

ウ その他の青少年との性行為等

(ア) 規制法令：各都道府県青少年保護育成条例

(イ) 処罰の対象となる行為

条例を制定する都道府県により内容がやや異なりますが、青少年（18歳未満の者）と、みだらな性交又は性交類似行為をする行為等が処罰の対象となります。なお、「みだらな性交」等という規定は、婚約者間やそれに準じる真摯な交際関係にある青少年との性交等を除く趣旨とされています。また、**児童買春のように対償の供与がなくても処罰の対象**となります。

(ウ) 罰則

例えば東京都の条例の場合、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金と規定されています。

(エ) 過去の違反事例

事例3：少年に対するわいせつ行為及びわいせつ画像の撮影等

【概要】

隊員Cは、男子高校生にわいせつな行為をしたり、裸の写真を撮って、SNSに投稿したとして、県の青少年保護育成条例等違反の疑いで警察に逮捕され、罰金50万円の略式命令を受けるとともに、懲戒処分（停職25日）となりました。

問題となる事象	該当法令等
○18才未満の者に対するわいせつ行為 ○ポルノ画像の所持、製造	某県青年保護育成条例
	児童買春・ポルノ禁止法第7条
	自衛隊法第58条 (品位を保つ義務) ⇒ 服務規律違反



自衛官の〇〇さん、高校生への淫行で逮捕されたんだって。新聞に載ってたわよ。



ええ、そうなのー。なんか目がいやらしいと思ってたのよ。そんな人が近所にいると困るわねー。

⑩ わいせつ事案防止

エ 13歳未満の者との淫らな行為

(ア) 規制法令：刑法

(イ) 処罰の対象となる行為

13歳未満の者との性交等又はわいせつ行為が、処罰の対象となります。暴行又は脅迫がなく、被害者の同意があったとしても犯罪が成立します。

(ウ) 罰則

強制性交等罪は5年以上の懲役、強制わいせつ罪は6月以上10年以下の懲役とされています。

(エ) 過去の違反事例

【概要】

事例4：中学1年生の女子生徒と性行為

隊員Dは、中学1年生の女子と性行為をしたとして、強制性交の疑いで逮捕されました。2人は、コミュニティアプリを通じて知り合い、数か月間連絡を取っており、性行為については合意の上ではあったものの、13才未満と知りながら性行為をしたため、強制性交の罪に問われ、逮捕されました。隊員Dは懲戒処分（停職6日）となりました。

問題となる事象	該当法令等
13才未満の者との性行為	刑法第177条 強制性交等罪
	自衛隊法第58条 (品位を保つ義務) ⇒ 服務規律違反

(2) 被害者の年齢に関係のないわいせつ事案

ア 盗撮

(ア) 規制法令：各都道府県迷惑防止条例

(イ) 処罰の対象

公共の場所、乗り物や、住居等において、人の下着等を撮影する行為や、撮影目的でカメラを差し向けたり設置したりする行為等が処罰の対象となります。

(ウ) 罰則（東京都の条例の場合）

撮影に至った場合には1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、その他の場合は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が規定されています。

イ のぞき

(ア) 規制法令：軽犯罪法

(イ) 処罰行為

正当な理由なく人の住居、浴場、更衣場、便所等をのぞき見る行為が処罰の対象となります。

⑩ わいせつ事案防止

(ウ) 罰則：拘留又は科料に処するものとされています。

ウ 痴漢

(ア) 規制法令：各都道府県迷惑防止条例

(イ) 処罰の対象

公共の場所又は乗り物において、人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせる行為で、人の身体に触れる行為が処罰の対象となります。

(ウ) 罰則（東京都の条例の場合）

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が規定されています。

エ 強制性交等、強制わいせつ

(ア) 規制法令：刑法

暴行又は脅迫を用いた性交等又はわいせつ行為が処罰の対象となります。（準強制性交等、準強制わいせつは、心身喪失若しくは抗拒不能に乗じて、又は心身喪失若しくは抗拒不能にさせて上記の行為をすることです。）

(イ) 処罰の対象及び罰則

13歳未満の者に対するものと同様、強制性交等罪は5年以上の懲役、強制わいせつ罪は6月以上10年以下の懲役とされています。

(ウ) 過去の違反事例

【概要】

事例5：気を失った女性に対するわいせつ行為

隊員Eは、駐屯地内で体調を崩して気を失った部外の女性の体を触ったり、携帯電話で下半身を盗撮したとして、準強制わいせつ罪で警務隊に逮捕されました。Eは、懲戒処分（停職7か月）となりました。

問題となる事象	該当法令等
○気を失った女性の体に触れた行為 ○盗撮	刑法第178条 準強制わいせつ罪
	某県迷惑防止条例 盗撮
	自衛隊法第58条 (品位を保つ義務) ⇒ 服務規律違反

⑯ わいせつ事案防止

オ いわゆるリベンジポルノ

(ア) 規制法令：私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

(イ) 処罰行為

人の性交又は性交類似行為、性器等を撮影した画像データ等をインターネット回線を通じて不特定又は多数の者に提供する行為、公然と陳列する行為等が処罰の対象となります。元交際相手との性交等場面を撮影した写真をインターネット上の掲示板に掲載する行為等がその典型例です。

(ウ) 罰則

提供や公然陳列等の罰則としては、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金が規定されています。

3 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

(1) わいせつ行為に対する認識の保持

ア 被害者に対して非常に大きな肉体的・精神的苦痛を与えることに加え、自衛隊としての威信を低下させるわいせつ行為を絶対に起こしてはいけません。

イ わいせつ事案は、年齢・階級に関係なく起こされており、全職員に対して防止するよう徹底することが必要です。

(2) わいせつ事案防止に係る教育

法令の禁止事項に関する教育を徹底し、わいせつ事案防止を図ることが重要です。児童とのわいせつ等行為の多くは、20代から30代の若年隊員により起こされています。児童と年齢が近く、児童とのわいせつ等の行為に対し、抵抗感が低いかもしれませんが、それらの行為は法令に抵触する行為であるということを周知・徹底することが必要です。

隊員個人の不法行為の防止及び組織の規律保持という観点だけでなく、国民からの信頼を失わないためにも、防衛省・自衛隊は組織として、わいせつ事案の防止に努めなければならないのです。